OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	山西省潞城縣李庄文廟金元三碑
Author(s)	高橋, 文治
Citation	大阪大学大学院文学研究科紀要. 2004, 44, p. 33-67
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/4732
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

山西省潞城縣李庄文廟金元三碑

高橋文治

はじめに

本稿は、山西省潞城縣李庄文廟に現存する金元交替期の題記二碑、ならびに光緒『潞城縣志』巻一二「金石記」に掲載する「李庄重修宣聖廟記」を紹介し、それら三碑の内容について若干の解説を付すことを目的とする。これら三碑は、山西省潞城縣李庄という小さな村の文廟のために立てられ、その文廟がいかなる契機によって建設され、いかなる経緯を経て重修されたかを語る。一つ一つは取るに足らぬ内容であるが、地域や時代といった社会状況を明らかにしつつこれを読めば、金元交替期の地方の実情を知るきわめて具体的かつ興味深い資料となる。

まず、資料状況から簡単に説明しておこう。

本稿が紹介する文廟の碑文は次の三碑である。

A　金・興定五年（一二二一）「李庄宣聖廟碑」

B　中統四年（一二六三）「李庄宣聖廟題記」

C　至元二年（至大二年の誤りか）「李庄重修宣聖廟記」

このうち、AとBとはともに潞城縣李庄文廟に現存しており、私もかつてここを通り過ぎた際に廟宇内でこれを目睹した。A・Bともに、三間作りの文廟正殿（この正殿は元朝期の建築という）南壁（すなわち正面）に外向きにはめ込まれており、中央の扉を挟んで、Aが東

写真１　李庄文廟正殿

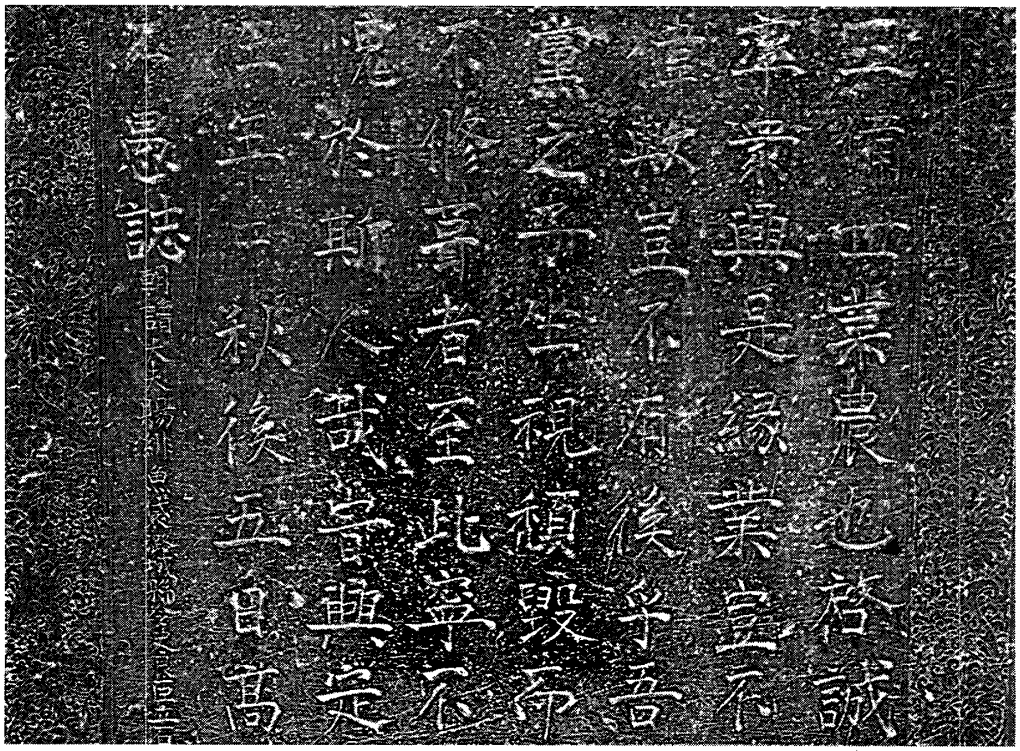

写真２　Ａ碑

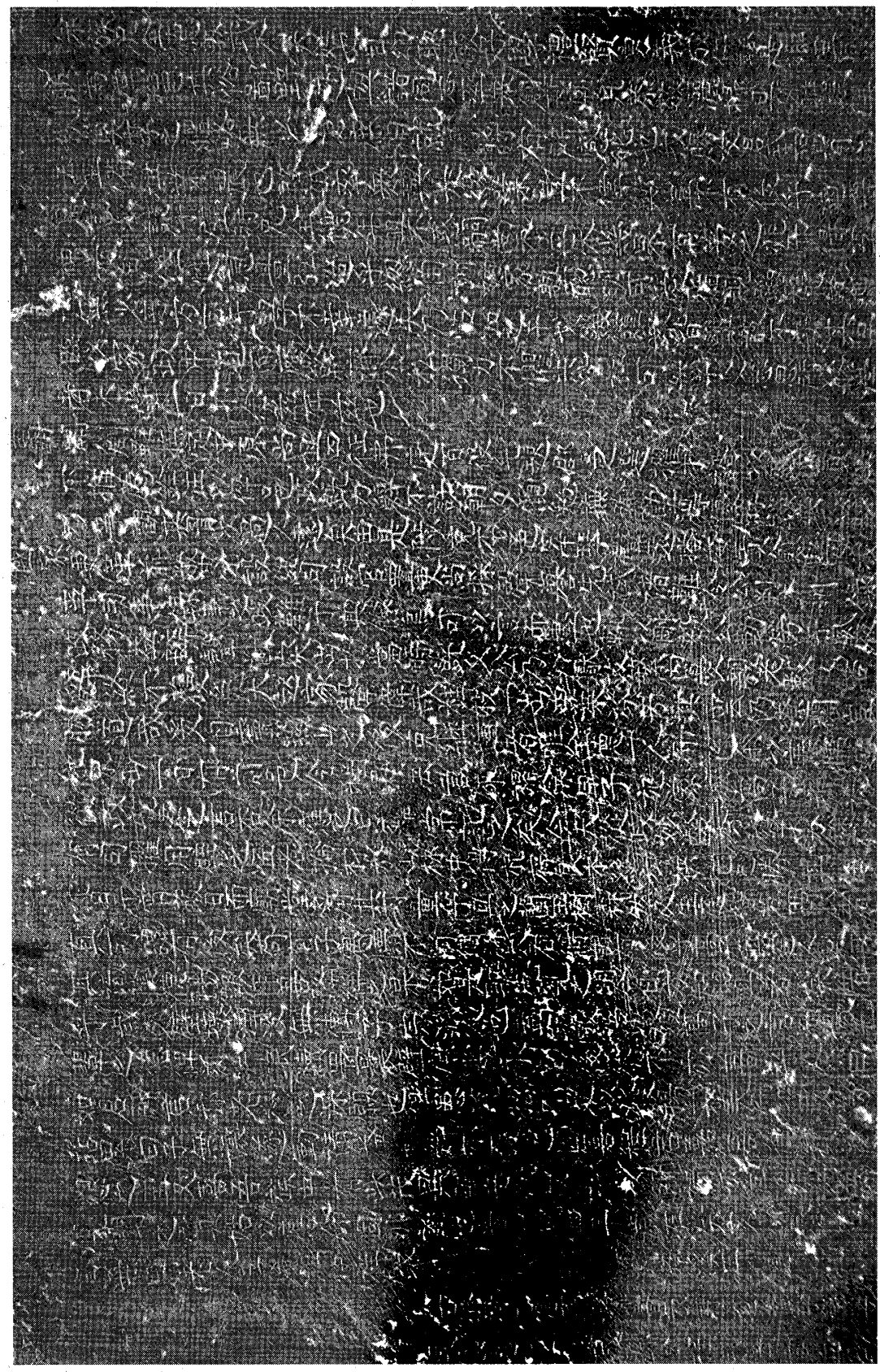

写真3　B碑

側・窓枠の下、Bが西側・窓枠の下に、対称を形成するように置かれていた。ともに小さな碑文で、Aがおよそ高さ60㎝幅60㎝、Bがおよそ高さ75㎝幅90㎝である。Bについては、地方志や石刻書の類に録文はおろか著録さえ見ないが、Aは『山右石刻叢編』巻二三に「李庄宣聖廟碑」として録文があり、Cも雍正『山西通志』巻二〇四、ならびに光緒『潞城縣志』巻一二「金石記」に「李庄重修宣聖廟記」として録文がある。私が本三碑を知った経緯をそのまま述べれば、潞城縣李庄文廟で現存のA・Bを見たのが最初であり、そののち地方志や石刻書の類からAとCの録文を発見した次第である。Bは管見の限りどこにも紹介はないから、未公開の史料ということになろうか。また、潞城縣李庄文廟にはもう一碑、いわゆる「大德孔子加封聖旨碑」が現存し、私が現地を訪れた際、この碑が正殿礎石の上に寝かせてあった。今から思えば、この「大德孔子加封聖旨碑」の碑陰が本稿の扱うC「李庄重修宣聖廟記」ではないかと疑うが、現時点では、当地を再度訪れる以外に確認の手立てがない。

なお、写真3を見ていただければ明らかなように、B碑は各行の字数もまちまちで書体も粗雑な、きわめて俗な碑文である。この碑文を内容から見た場合、他碑に比べて特に見劣りがするわけではないが、その書体は明らかに拙劣である。私が想像するに、この碑の書丹（刻工が彫っていく元原稿）は恐らく筆で書かれたものではなかった。竹ペンのようなもので書かれたものを、刻工もA碑とは異なった素人が彫ったのではあるまいか。石刻書の類が本碑を収録しないのは、ある意味で当然であろう。

I　三碑の録文と譯

では次に、A・B・C三碑の録文と譯を、若干の註釋を付しつつ示してみよう。原文は擡頭と空格のみ原型に倣い、各行の終わりは／、不明字は□で表わす。

A　金・興定五年（一二二一）「李庄宣聖廟碑」

（各行8字、8行）

【録文】

王備世業農也。啓誠／／率衆、興是緣業。豈不／／偉歟。豈不有後乎。吾／／黨之子、坐視頹毀而／／不修葺者、至此寧不／／愧於斯人哉。時興定／／五年中秋後五日。高／／不愚誌。　朝請大夫賜緋魚袋潞城縣令史良臣立石／／

【譯】

王備は代々の農家である。まことを広め人々を率いて、文廟を建てるというこの事業を興した。なんと立派なことか。必ずや子孫に恵まれよう。わが郷党で文廟の荒廃を座視して修復しなかったものは、いまこの王備に見習うべきであろう。時に興定五年中秋の後の五日、高不愚が記す。

朝請大夫賜緋魚袋・潞城縣令・史良臣　立石

【註】

○王備・興定五年―A・B・C三碑は王備とその子孫を顕彰するために書かれたものであり、この一族にかかわる記述は三碑のあちこちにちりばめられている。それらの記述をまとめるならば、王備は字を全徳といい、およそ一一八一年（大定二一年）前後に生まれ（B碑は興定五年ごろのことを記述して「時に兄全徳、年は且に不惑にならんとす」という）、一二三六年（太宗オゲデイの八年）前後に死去したと思われる。王備の子は王周といい、字は従政、およそ一二二二年ごろに生まれ（卒年は不明）、役職は潞州録事司事に至ったという。王周の子については、C碑に王大椿と大用という二人の兄弟の名が記されているが、生卒年、役職等については不明。また、潞城縣李庄・文廟の創建について、C碑は「金の太和中、潞城の東に里有りて李荘と曰う。豪族の王備・李格なる者、新たに學舎を治し禮殿と為す」という。この記述をそのまま信用すれば、潞城縣李庄の文廟は金朝の泰和年間（一二〇一～一二〇八）（C碑が「太和」と記述するのは誤り）、地元の有力者王備・李格という二人の人物によって創建されたことになろう。興定五年（一二二一）の日付をもつ本碑の題記は、その点から見て文廟完成時のそれではなく、恐らく、別に何かの契機があって書かれたものと推測される（考証参照）。なお、李格なる人物は上記C碑に一度言及されるのみだから、本碑が書かれた興定五年の段階で本人は死去し、一族も絶えていたのではあるまいか。

○高不愚―B碑に「蒙城の高子」と記述される以外は不明。なお、「蒙城」とは汾河沿いにある曲沃縣・蒙城驛のことではあ

るまいか。　○潞城縣令史良臣―この人物についてはもちろん不明であるが、興定五年の潞城縣に縣令がいたことが分かる点では面白い記述である。

B　中統四年（一二六三）「李庄宣聖廟題記」

（各行26字～30字、31行。「聖朝」「國家」で二字擡頭。）

【録文】

余族兄全德敦武、本大姓也。自幼聰敏、好學禮賢、勇義成仁。由是鄉里咸推／／服焉。常患其俗鄙野、遂與諸同志率衆、創斯廟貌。恭敬灑掃、旦夕瞻拜、春／／秋奠享之禮、略無少怠。庶日就月、將有所感化也。我勝友君、式嘉其用心、題／／云、王備世業農也。啓誠率衆、興是緣業。豈不偉歟。豈不有後乎。廼書／／是言以誌于壁。時兄全德年且不惑、嗣尚未立。未幾、果有夢之兆而得一子。／／神清貌偉、性慧量弘。迨乎総角、訓諸家塾。聰明可愛、循規蹈矩、凡諸記誦、／／一無少忘。方志于學、不幸遽失乃怙。加之干戈飢饉。衆皆離散、不安其居。／／臨以家政、中道而廢、幹濟公私、獨力不懼、共皆許可。然于父志思所修崇／／者、未嘗一日不念茲在茲也。／／

聖朝開創、雖撫定中原、尚且四征弗庭、百役毛起。郡邑選擢才譜以應貢、上／／下推薦、銓注以倅邑政。既力辭不許、朝夕僶勉、撫諭勸導、優游談笑、以□／／乃事。觀其胸次、過人遠矣。由是陟充本邑宰。琴聲遠播、委責愈堅。及我／／國家更革前弊、分設総司、設官置吏、尚採聲譽、先試諸難。令公判本州録／／事司事。録事之政、難于其餘。烏可以言而盡也。輒以剛毅公勤、勞于夙夜、／／政務益辦、聲猷突出於當時。既久、公乃外厭政繁、内憂親老、數以□／／辭、終不獲免、大起家聲。偉哉、桂枝一出、四葉芬芳。其雲仍遼闊、豈／／勝道哉。爰自賓燕山之後、克繼踵者、唯全德一人而已。余以衰懦、避／／地東山。一日、有前邑令程君法言、來謂余曰、子記蒙城高子所誌／／從政先君之言否。余應之曰、竊常記之矣。今夫從政、妙齡秀發、才力餘裕、／／有司擢用。譬之匠者、掄材於山林中、得杞梓良木、纔方拱把、已勝其任。／／佗日、干霄蔽日、而廟堂之用、其可量乎。且芝蘭玉樹、森然又生庭階芳□者、／／真可謂有後矣。苟有子、愚懵不用、猶豚犬者、得謂有後乎。高子其達人歟。何／／其識陰德陽報作善降祥

之果如是耶。先見之明、今日方知昭且著矣。惜／／乎、歲久壁壞、湮没無傳于宗派人也。盍跋数語、以發高子之言而揚先／／輩之德、俾刻片珉、續置曩壁、庶幾承勸後來、不亦善乎。余曰、／／如君所言亦老□之深願也。但患荒拙、不足以發揚其美、而恐反為／／玷累。曰、子無讓。遂勤請益堅、辭不獲已。因喜程君嘉善推賢誠／／懇之至、又喜吾族中有此茂異、輒忘揆度、即以所請、次序庶衆共／／見聞之實、姑以應命。固非諂也。時中統四年、歲在癸亥小春吉／／日。無用老人王希祖仲祥跋。

南溪王　厚刊／／

古潞清岩居士前潞州書表兼篆文官李塋書／／

粟山逸老前潞城縣令程式法言　立石／／

【譯】

わが一門の敦武校尉・全徳兄は、もともと豪族である。幼いころから聡明で、学問を好み賢者を尊敬し、胆力と義侠心で真心を尽くして、郷里のものたちの尊敬を集めた。彼は日ごろ郷里の風俗が野卑であることを憂え、仲間たちとはかり、人々を率いてこの文廟を創建した。境内を掃き清め、朝夕に拝礼し、春と秋の祭祀を執り行って、いささかも怠ることがなかった。月日は重なり、感化するところがあったのであろう、わが友人はその苦心に感服して次のように述べた。「王備は代々の農家である。まことを広め人々を率いて、文廟を建てるというこの事業を興した。なんと立派なことか。必ずや子孫に恵まれよう」と。この言葉を書き、壁に記したのである。時に全徳兄は不惑の年であったが、子供はまだなかった。それからしばらくして夢のお告げがあり、一子を得た。すっきりとした顔立ちで美しく、利発で落ち着いた性格であった。総角に結い上げる頃から家塾に学び、その聡明さは愛すべく、規律を守り、およそ勉学においては少しも忘れることがなかった。ちょうど志学の年に不幸にしてその父を失い、その上に戦争に飢饉である。人々は離散してその住まいに安居しない。（残された子供は）自家の家風をもって人々に臨んだが、文廟は途中で廃されてしまった。彼は公私にわたって才能を発揮し、郷里のものたちを独力で率いることを恐れず、人々もまた彼の能力を認めた。父親が志した文廟の整備を彼は一日として忘れることがなかった。

わが聖なるモンゴル朝が建設された。中原は平定されたとはいえ、服従しない四方の勢力を討伐するために様々な徴発が続いていた。各地方では人材を選抜して貢生とし、上下で推薦して人事案をつくり地方の役人に当てることになった。彼は固辞したが許されず、毎日

職務に勤め、人々を教え導いて、悠悠と談笑しながらその仕事を処理し、その胸懐が人に優れることを示した。以来、抜擢されて本邑の長となり、その評判が伝わると世の期待はますます高まった。

わが御公家は以前の弊害を改め、総管府を設置して官吏を配置した。敏腕の評価が高いものを選抜して、これを難事で試されようとし、公を本路州の録事司に当てられた。録事司の仕事はその他に比較して言い尽くせないほどに困難である。公は剛毅さと勤勉さとで日夜の政務をこなし、有能の名声と業績は当時傑出したものがあった。長らく勤められた後、公は政務の繁忙を厭い親族が年老いていくのを心配されて、しばしば辞意を示されたが、職務から解放されることは結局なく、おおいに家の名を高めた。

ああ、なんと立派なことか、桂の枝のように優れた人物が一人出現し、その枝から四葉の香り高い芽がふき出したのである。花盛りともなればその芳香が雲をなして更に広漠と広がるのは言うまでもあるまい。五代後周の竇禹鈞・燕山以来、その跡を継いだのは、ただ全徳一人のみであろう。

私は年老い無能であるために兵乱を東山に避けていた。ある日、前の県令・程法言殿が尋ねてこられ、「蒙城の高殿が記された、従政の父上の言葉をあなたは覚えておられるか」と言った。私は「いつもこれを思い出しております」と応えた。「従政はいま、年若く男振りもよく、才能と力は有り余り、お上に抜擢されている。これを職人にたとえれば、山林に材を選んで良木を得、まだ小さな苗木に過ぎないのに已に十分に役に立っているようなものではあるまいか。将来、雲を侵し日を覆うような大木になれば、どれほど朝廷の役に立つことだろう。しかも、芝蘭玉樹のような優れた子孫が多く生まれ、家のそこここで花を開かせているのは、まことに「子孫に恵まれた」というべきであろう。愚かな子供がいて使い物にならないのは、犬や豚のようなもので、「子孫に恵まれた」とはいえまい。蒙城の高殿は明達の人である。陰徳が良い報いを受け、善行が幸いを招く道理を何故かくも知り尽くしていたのか。高殿の先見の明は、いま明瞭に証明されたのである。ただ惜しいかな、久しい年月の間に文廟の壁はくずれ、高殿の先見の明たる題記は滅びつつあって、一族の子孫に伝わっていかない。あなたはどうして、跋文を書いて高殿の言葉を明らかにし、祖先の徳を発揚しないのか。これを石に刻ませて以前の壁に置き、子孫を激励すればよいではないか」。私は述べた。「あなたのおっしゃることは私の願いでもある。ただ、私の駄文ではそのすばらしさを発揚できないばかりか、かえって汚点となりましょう」。「謙遜されるのではない」。その勧めはますます堅く、辞退もできない。そこで、程法言殿が善をたたえ賢者を推挙するのを喜び、更には、わが一族がかくも盛んであることを喜んで、みずからの能力も

省みず、請われた通りに人々が見聞した事実を並べ、要請に応えた次第である。もとより諛辞はない。

時に中統四年、歳は癸亥に宿る小春の吉日。無用老人・王希祖・仲祥が跋文を書いた。　南渓の王厚が刊す

古潞の清岩居士・前の潞州書表兼篆文官・李瑩が書す

粟山逸老・前の潞城縣令・程式法言が立石す

【註】

○全徳―A碑の註参照。　○敦武―恐らく「敦武校尉」の謂。『金史』五五・百官志一・武散官の条は「從八品の上を修武校尉と曰い、下を敦武校尉と曰う」という。金制では、敦武校尉は從八品の下。武散官の最下級に属する。王惲『秋澗集』四七「故真定五路萬戸府参議兼領衛州事王公行状」その他の記述によれば、金朝期、州の録事司の判官は敦武校尉だったようであるから、**王備は息子と同様、金元交替期の混乱の中で一度は潞州・録事司判官に任じられたか、あるいは、息子王周が潞州・録事司事に任じられたことによって、父・王備にも同様の散官が死後に贈られたものかもしれない。**録事司とは一種の警察・消防機関。**なお、「敦武校尉」を単に「敦武」と記述するのは異例であるように思われる。**　○時兄全徳年且不惑―前後の文脈から見て、**興定五年に王備が不惑であったように読めるだろう。**　○未幾果有夢之兆而得一子―「未幾」の語からして、興定五年の一二年後に王周が生まれたことを思わせる。　○訓諸家塾―ここにいう「家塾」は恐らく李庄の文廟を指す。潞州や潞城縣には、後の考証で述べるように州學・縣學がもちろんあった。それらと区別して、李庄文廟をここでは「家塾」という。　○方志于學不幸遽失乃怙―「志學」の年に父を失ったというのだから、王備は恐らく一二三六年前後に死去したのである。　○郡邑選擢才譜以應貢―「貢」は「貢生」の謂いで、各地の「生員」を選抜して「貢生」を中央に送ること。科挙の受験資格者を決める過程の一つ。この時代に即して言えば、恐らく「戊戌の選試」が行われたことを指すだろう。

○及我國家更革前弊分設総司設官置吏―ここにいう「総司」は路総管府をいい、「及我國家更革前弊」はクビライの中統政府の発足を恐らく指すだろう。平陽路の総管府（潞州潞城縣は当時平陽路に所属した）については、『元史』五八・地理志一・晉寧路の条が「金は平陽府と為す。元初に平陽路と爲し、大徳九年、地震を以て晉寧路に改む」といい、同書九一・百官志七・諸路総管府の条が「諸路総管府は至元初に置く」というように、これが正確には何時置かれたものなのか『元史』には明確な記述がない。ただ、永樂宮に現存する

「純陽宮令旨碑及請潘公住持疏碑」（『道家金石略』491頁）に「平陽総府」の語が見え、この碑が丙午年（一二四六）の日付をもつから、少なくとも一二四六年には平陽路総管府があったことが確認できる（一二四六年にあった平陽路総管府がクビライ政権以後の路総管府と同質だったとは考えにくい）。ただし、本碑は中統四年の立石だから、ここにいう「及我國家更革前弊分設総司設官置吏」を中統政府の発足前後の状況に照らして考えるならば、中統元年（一二六〇）五月に置かれた所謂「十路宣撫司」を想定すべきではあるまいか。『元史』四・世祖本紀一の記述によれば、「張徳輝をもって平陽・太原路宣撫使と為す」という。中統元年当時、平陽路と太原路とは実質的には区別されていなかったのである。

○判本州録事司事―『元史』九一・百官志七・諸路総管府の条に「録事司、秩正八品。凡そ路・府の治する所、一司を置き、以て城中の民戸の事を掌らしむ。中統二年、詔して民戸を験し、定めて員数を為さしむ。二千戸以上は録事・司候・判官、各一員、二千戸以下は判官を省きて置かず」という。録事司は、路・府・州の治所に宋代から置かれた一種の警察・消防機関。『元史』百官志は中統二年に録事司が置かれたかのごとく記述し、また、本碑のこの部分の記述も中統二年ごろのこととして読むべきであろうが、録事司が宋代以来の機関である以上、金元交替期の混乱の中でも地域によっては録事司が長く存続したことを、当然想定すべきであろう。

○竇燕山―五代後周の竇禹鈞は家法をもって知られ、五人の息子すべてが科挙に合格したといい、『冊府元龜』七八三・竇禹鈞伝は「周の竇禹鈞は子五人有り、儀・儼・侃・侁・僖。皆、進士第に擢かる。禹鈞、澶州廉判に任ぜらる。時に馮道、詩を贈りて云わく、「澶察竇十郎、家に於いて義方有り。霊椿一樹老い、仙桂五枝芳し」と」という。「燕山」は、竇禹鈞が范陽・燕山の人だったことに因む。このほか、范仲淹『范文正公集別集』四「竇諫議録」も竇禹鈞の家法について論じる。なお、本碑の前文にいう「桂枝一出、四葉芬芳」は、竇禹鈞に贈った馮道の詩の表現を襲ったもの。

C　元・至元二年「李庄重修宣聖廟記」（『潞城縣志』巻一二　元・宋渤撰「重修宣聖廟記」による）

【録文】

上黨、唐以來為宿兵府。自藩鎮罷、民俗經文治之日、更尚儒學。挾藝文射科舉春官者、十之八九、工詞章占天下上游者、亦嘗三四。故鄉

遂隄墅之間、率有黌舍、師生釋菜、亦具聖人廟貌、視群庠制度。金太和中、潞城東有里曰李莊。豪族王備・李格者、新治學舍為禮殿。其中繪從祀弟子於兩廡、規模如度、為里中弟子弦誦之地、今百年矣。風雨浸汜、棟楹傾側。備孫王君大椿及弟大用、與耆宿謀之曰、吾郡先哲、以實學文章應場屋。海隅縉紳、罔不欽祇推敬。易代來承平、歲久日趨文化。衣縫服、鼓篋笥、操簡牘者、將攘袂而起。矧部使者、以勸學奬士、類為職業。曷亦有所興乎。此里故廟庭併刻石俱在。君曰、功無幾可復舊。欲與諸君同工僦材、撤其蔽而架其傾者。幸有以佐之。咸曰、諾。於是若緡錢、若工技、若丹艧、若塑塗、相率而旅至。未幾何時遂完矣。大椿以告余曰、若郡中人、請誌之、詔來者。謹按、王備之子周、初立營葺。既而主平山簿、遷潞城宰、再遷潞州録事。勞於宦轍、未就而卒。今大椿・大用、其孫也。祖孫三世、能益勉弗懈、可謂知所重者。吾黨之士、其招而告之曰、天下未嘗無士也。王者治之、未嘗不右文也。為學之道、須精密致審、真積力久、而後能明其體用。非可望於歲月間者矣。閑暇時、朝誦夕思、博學明辨、求所以造道德之要。非直曰進取計可也。蓋秀選・俊造・賓興之法、成於三代。故士子、或忘身而殉國。然猶以堯舜之道為義利之辨。吾夫子不幸生春秋之世、干戈相尋、處士横議。六經之旨、仁義之言、宜若無所事於天下。然夫子、不以無所事而不以教人。七十子者、亦不以無所施而不學之也。今之世、得聞先王之緒言者、以顔曾師弟子詳言之故也。典籍具在此郡、雅稱冠帶藪。聞此里有學舍、豪傑之士、將矯首景慕、踵而相尚者、見之矣。因勒石云。

【譯】

上黨地区は唐以來、軍隊の駐蹕地であった。藩鎮が廃止されて徳治の世が続くと、儒学は更に尊ばれた。学問の力によって禮部の試験・科挙に合格するものは八九割、文学の才によって高官に昇りつめるものも三四割はあった。したがって、この地では、末端の集落にあってさえ学舎があり、教師・学生が聖賢の祭祀を行って、孔子廟と地域の学校の制度は整っているのである。

金朝の泰和年間、潞城縣の東に李庄という村があった。有力者の王備、李格というものが新たに学舎を作り文廟とした。従祀者として孔子の弟子たちを東西両廡に描き、規模は充実したものであった。村の子供たちの勉学の地となってすでに百年、風雨に侵され、柱は傾いた。王備の孫の王大椿とその弟・大用は宿老たちとこれを謀った。「わが上黨の先哲は実学と文学によって科挙に応じた。はるか遠方の士大夫も衣冠を正して敬意を示さないものはなかった。時代はかわり太平の世となって、久しい年月の間に人々の心は更に文学へと向かった。儒服を身にまとい、笈を背負って学校に入り、紙筆を手に役人になろうとするものが腕まくりをして（次々に）立ち上がろうと

いうのだ。その上、お上は学問を盛んに推奨して、紙筆を執るものに掌るところをお与えになる。われらが身を起こさぬ法があろうか。この村には古くからの文廟と碑文があるではないか」。王大椿は述べた。「手間はさほどかからずに文廟は元の姿に返るであろう。皆さんと一緒に材料をそろえ工事を行って、壊れたところを取り去り傾いたところを架けなおそうと思う。助けていただければ幸いです」。皆は応諾した。そこで、金銭、職人、塗料、塑像・絵画等を皆で寄せ合い、程なくしてこれを完成させた。王大椿は私に「郷里の人々は、このことを書き記して子孫たちに教えたいと願っている」という。

不肖わたくしが謹んで考えるに、王備の子・周ははじめ工事を計画したが、平山の主簿となり、潞城縣の長に遷轉し、更に潞州の録事司に遷った。役職に励み、文廟の再建に着手する前に他界した。大椿と大用はその孫である。祖父から孫まで三代、よく励み怠ることがなく、大切なものが何かをわきまえていたといえる。

わが郷黨の士人が彼らを呼んで述べた。「天下には必ず士大夫がいて、王者が政を行うのにあたっては必ず徳治を尊ばれる。その徳治に応える学問の道は、細かに道理を窮め、長年にわたって努力し続けるものでなければならない。そうしてこそ、その本質と運用法を理解できるのである。長年の努力は無駄だろうか。そうではなく、閑暇の折にも朝に読み夕べに考え、広く学び細かに分析して、道徳を成就する道を求めるのだ。そして、道徳の成就とは必ず仕官・「進取の計」になければならないだろうか。秀選・俊造・賓興といった人材登用法は、確かに夏・殷・周の三代にすでにこれがあった。だから、当時の士人は身を殺して國に殉じるものがあった。だが、それでもなお、堯・舜の道とは正義と利益を弁別して正義に就くことなのだ。

わが孔夫子は不幸にして春秋の世にうまれた。戦乱が続き、人々は誤った議論を行っていた。孔子が説いた六經の本質や仁義についての言葉は、当時の世の中では何の役にも立たなかった。だが孔夫子は、役に立たないからといって人に教えないということはなかったし、弟子の七十子たちもまた、役に立たないから学ばないということはなかった。今の世の中で先王の遺風を知ることができるのは、顔回や曾子といった師弟たちがこれを細かに伝えたからではないか。古い大切な書物はそろい、上黨は衣冠の邦と称される。この村に学舎があると聞けば、豪傑の士はこうべを上げて慕い、つぎつぎに当地を訪ねてこれを尊ぶであろう。学問が仕官の道でないことはここに明らかである」。

そこで、この文を石に刻むのである。

【註】

○至元二年―光緒『潞城縣志』一二「金石記」は、その表題部分において「李庄重修宣聖廟記。存。正書。平順鄉北李庄に在り。至元二年。集賢學士嘉議大夫宋渤撰」と記述し、本碑を至元二年に繫年する（それが撰文か立石かは不明）。しかしながら、本碑は本文中に撰文の記年がなく、その内容を見ても、至元二年（一二六五ないし一三三六）に書かれたものとは到底信じがたい。その理由の第一は、本重修記に「金の太和中、潞城の東に里有りて李莊と曰う、豪族の王備・李格なる者、新たに學舍を治め禮殿と為す。…今、百年なり」という点。金の太和（泰和）年間といえば一二〇一～一二〇八、その百年後は成宗テムルの大徳の頃である。「百年」という数字が適当に書かれたものだったとしても、四十年も開きがあるのは誤差の範囲を超えるであろう。また、その理由の第二は、本重修記が至元二年に書かれたとすれば、王大椿・大用が父・王周の喪にも服さず重修の工事に着手したことになるからである。前碑Bが書かれたのは中統四年（一二六三）。至元二年の二年前のことである。B碑には王周の死は記述されていないから、**中統四年の段階で王周は恐らく存命だ**ったのである。しかるに本碑Cは「未だ就かずして卒す」と王周の死を記述する。本重修記が**至元二年に書かれたとすれば、たった二年**の間に王周の死、服喪、重修、撰文のすべてが完了したことになる。これは恐らく無理であろう。また、**至元二年を後至元**（一三三六）と考えることも可能だが、これも大椿・大用の年齢、撰者宋渤の年齢からいってありえないように思われる（後註参照）。以上のことからすれば、ありうる考え方は、重修記そのものは至元年間から大徳の頃にかけて書かれたが、何かの事情で立石が後至元二年になったというものか、あるいは、至元二年が至大二年（一三〇九）の誤りというもの、の二つであろう。私としては、至元二年が至大二年の誤りである可能性がより高いように思われる。

○宋渤―クビライ朝初期に中書平章政事となった宋子貞の子。『元史』一五九・宋子貞伝は宋渤について一言「子の渤、字は齊彦、才名有り。官は集賢學士に至る」という。宋子貞は元来潞州・長子の人で、嚴實が潞州を攻めた際に（一二二二年。考証参照）潞州において嚴實の幕下に入った。そのため、宋渤も自分自身を潞州の人と認識していたようであり、潞州関係の碑記の撰文にはしばしば「郡人宋渤撰」と署名した。この人の生卒年は明らかではないが、『山右石刻叢編』三六に彼の撰文に係る「潞州學田記」が掲載され、その碑文が至正四年（一三四四）の日付をもつこと（ただし立石の日付）、また、歐陽玄『圭齋文集』九「趙文敏公神道碑」に、仁宗アユルバルワダが趙孟頫に政治の顧問として閻復と宋渤の才を問うシーンがあることからして、恐らく閻復の同輩か若輩（閻復は東平府學において宋子貞の薫陶を受けたという）、仁宗朝にあってかなりの重鎮だった人と思われる。宋渤

が後至元二年（一三三六）に存命だった可能性がないわけではないが、仁宗アユルバルワダもその名を知る高名な重鎮が、八十歳をすぎてから李庄の家塾ごときのために碑記を書くとは考えにくい。　○主平山簿―ここにいう「平山」がどこの地名なのかよくわからないが、「平山」といってすぐに想起するのは眞定路の平山縣。考証の中でも言及するように、潞州の農民は一二二四年前後に眞定に「遷徙」されたようだから、「遷徙」された先が平山縣で、王周はこの平山縣へ潞州の人々を管理するために出向いたのかもしれない。王周は潞城縣の人であるから、そうした事情でもない限り、眞定の平山縣へ遷轉したとは考えにくいだろう。

Ⅱ　考　証

（一）歴史状況について

この時代の歴史状況を考える上で最も重要なのは、いうまでもなく、一二一一年から始まるモンゴルの華北侵入である。李庄文廟が位置する南晉地区（金の河東南路）にモンゴル軍が本格的に侵入するのは、所謂「貞祐二年（一二一四）の南遷（金が都を中都から汴京へうつしたことをいう）」以後、特に一二一五年以後のことであったが、このモンゴル軍の侵入は、当初、土地・城市の占領・占有を目的としたものでは必ずしもなく、華北全体を視野に置いた作戦行動の中で各地の抵抗能力を奪うことを目的とするものであった。そのため、ある城市が陥落したのち、「金人、往々にしてこれを収復す」といわれるように、華北のさまざまな地域において旧勢力ないし地元勢力が復活するのが通例であった。たとえば、一二一八年八月に太原府が数度目の陥落を経たのち、金の宣徽使・移剌光祖等三人が「太原の勢を度るに、暫く失うと雖も、頃くすれば亦た復すべし」と奏上し（『金史』一一八・苗道潤伝）、また現に一二一九年六月にこれを奪回しているのは、そのよい例であろう。モンゴル側と金朝側は同じ城市をめぐる激戦を数年にわたって断続的に繰り返し、金朝側は版図をしだいに縮め、モンゴル側は形勢を逆に確立していったのである。しかるに、郭文振が一二二二年（元光元年）六月に「河朔は兵を受けるに年有り。向はみな秋に来たりて春に去れり。今は已に盛暑なるも廻らず。且つ、戕殺を嗜まず、民の耕稼を恣にす。此れ殆ど測るべからず」（『金史』一〇八・胥鼎伝）と上奏したように、ムカリが国王となって華北を転戦し始めた一二一七年、特に一二二一年前後を境として、少なくとも山西におけるモンゴルの戦い方は変化する。一二一四年から一二三〇年までの華北の政治・軍事情勢は、晉南地

域に限らず、金朝南京政府の影響力の縮小と地元勢力の独立化、ならびに、その地元勢力の淘汰とモンゴルからの安堵という、金朝・地元勢力・モンゴルの色調の移行・変化として全体を捉えることができる。この色調は、興定五年（一二二一）あたりを一つの転折点として移行・変化するのであり、それ以後、金朝の影響力は各地で急速に衰え、『金史』の記述そのものからも、たとえば南晉地区に関わる内容は欠落するに至るのである。その意味では、A碑が興定五年の日付をもち、しかも縣令・趙某が立石しているのは、この場合大きな意味をもつだろう。興定五年の潞城縣・李庄においては、金朝的支配体制がまだ残存していたことを意味するからである。

興定五年前後の上黨地区の状況を概観してみよう。

この時期の上黨地区を考える上で最も重要な史料は、『金史』一〇八・胥鼎伝である。胥鼎は貞祐元年（一二一三）一一月に知平陽府事・兼河東南路兵馬都総管（上黨地区は河東南路に属した）・権宣撫使（一二二〇年・興定四年には枢密副使、権尚書左丞、平陽行省事になった）に任じられて以降、河東南路の利害について長大かつ具体的な上申書を数度にわたって提出したと思われるが、『金史』胥鼎伝はそのダイジェストをかなり丁寧に拾っているからである。

胥鼎は、潞州をはじめとする晉南地区の状況について、興定四年に次のように述べている。

> 河東は兵革の餘にして、疲民は稍や復す。然れども、丁・牛は既に少なく、能く耕稼する莫し。重ねて亢旱・蝗螟を以てす。而るに、饑餉の須う所、徵科は頗る急にして、貧にして依る無き者は、倶に已に乏食し、富戸の宿藏も亦た盜に發せらる。蓋し、絕無なるものと僅かにこれを有するものと、其の憔悴は亦た已に甚し。有司は宜しく朝廷の德意を奉じて、以て安集を謀るべし。而るに、潞州の帥府は官を遼・沁の諸郡に遣して、餘粟を搜括し、重賞を懸けて人の告訐を誘い、州縣は帥府を憚りて鞭箠・械繫して、所在は騷然たり。甚だ憐憫すべきなり。今、大兵は既に去る。惟だ宜しく冗兵を汰げ、浮費を省き、流亡を招集して農事を勸督すべし。彼（帥府）、是れに務めずして、而して瘡痍の民をして重ねて茲の苦を罹らしむ。是れ、兵いまだ來らずして先に自から弊するなり。願わくば、朝廷は亟かに之を止め、如し經費の果して闕かば、恩例を以て民に勸め粟を入れなば、猶お強括より愈えざらんや。

華北は、モンゴルの侵入のみならず、一二一二年以来、深刻な旱魃に見舞われていた。胥鼎は、興定三年（一二一九）に「平陽は歳に再び兵を被り、人戸は散亡し、樓櫓の修繕はいまだ完らず。衣甲・器械は極めて少なく、庾廩に兩月の食なし。夏田は已に兵に蹂まれ、復た雨ふらず、秋種はいまだ下さず。業に復する殘民は有りと雖も、皆な老幼にして能く耕種するもの莫し。豈に徵求に足らんや」と述

べていたが、旱魃、農民の離散、匪賊の横行といった状況の中でも、潞州の元帥府は「糧儲」の調達のために、北隣の沁州・遼州に官を派遣して苛斂誅求を行っていた。胥鼎はこうした弊害を少しでも是正するため、「冗兵を減らし、浮費を省き、流亡の民を招集して農事を復興すべきだ」と主張したのである。

潞州の元帥府はこの他にも「鬻爵恩例（俸給を辞退したり粟を官に納めることによって買官すること）」の制も設けていたようで、『金史』五〇・食貨志五・入粟鬻度牒の条は、やはり興定四年の胥鼎の上申を引いて、次のように言う。

> 河東は、兵多くして民少なく、倉は空しく歳は饑ゆ。竊かに見えらく、潞州元帥府は「鬻爵恩例」を設くと雖も、然れども條目は至って少なく、いまだ勧率の術を盡さず。今擬するに、凡そ正班を補買するは格に依りて止だ一名を廕す。若し輸を願えば一名を増廕するを許す。僧道の已に師號を具せし者は、本司の官を補買するを許す。職官の粟を納めるを願うもの、或いは給俸・及び券糧を願わざる者は宜しく數を量りて遷加す。三舉にて終場せる人の年五十以上、四舉にて年四十五以上のものは、並びに粟を入れるを許して大小の官・及び承應人を該恩えしむ。譯史・吏員をして、いまだ班に係らずと雖も、亦た進納して官に遷るを許す。其れ有品の官のまさに諸司に注されるべき者は、物を獻じて注を丞簿に借りるを聽す。丞簿は縣令に注し、差使は一差を免ず。掌軍の官の能く自から芻糧を備えし者は、職官の例に依りて官を遷ること、舊の如し。

ここにいう「河東は兵多くして民少なし」とは、金元交替期の状況を述べるのではなく、山西の通史的な特徴をいう。山西は古くから、南北・東西交通の要衝として軍事的にも重要な地域であった（C碑の冒頭にいう「上黨は唐以來、宿兵の府と為す」も恐らく同様のことをいう）。そのため潞州は、平時でも多くの兵を擁したと思われるが、特に貞祐の南遷後は義兵も含め多くの兵士がここに集結され、その「糧儲」は膨大なものだったと想像される。一時は潞州元帥府の元帥・左監軍も務めた必蘭阿魯帶が「河東・河北の勢は全て潞州に恃む。潞州の兵強ければ、則ち国家の基本は漸く復立すべし」（『金史』一〇二・必蘭阿魯帶伝。一二一六年・貞祐四年のこと）と述べたように、上黨は金朝にとって重要な拠点でもあった。また、貞祐三年（一二一五）八月に潞州に置かれた元帥府（『金史』一四・宣宗本紀上・貞祐三年八月戊申の条参照）は一種の駐留政府であったから、「糧儲」の調達等の庶務は、金朝政府の黙認を背景に、この元帥府がかなり独立的に処理したに違いない。元帥府は、潞州のみならず周辺地域からも苛斂誅求を行い（沁州・遼州はモンゴルの蹂躙を受け、金朝の影響力は潞州以上に後退していた）、官吏には昇進を条件に俸給を払わず、僧道・儒生にも売官して「糧儲」を集めなければなら

なかったのである。興定四年に晉陽公となった郭文振は「澤・潞等處は芻糧なお広く、人民はなお衆し」と述べ、「上黨の粟を分かちて以て太原を贍う」ことを求めているが（『金史』一一八・郭文振伝）、これは上黨が豊かだったからでは必ずしもないと思われる。

また、上の郭文振の言にも「人民はなお衆し」とあったように、上黨は他所に比較すればそれなりの人口を擁したため、戸口調達の対象地域にもなったようである。所謂「貞祐の南遷」の後、山西各地の戸口が鄉里を棄てて河南等の地に避難したことは諸資料に見えることだが、そうした避難民のみならず、金朝政府や元帥府が戸口を移して耕作民と義兵の確保に努めたことも、また諸資料に散見されるところである。たとえば上黨地区に限って言えば、興定三年（一二一九）に林州元帥府は（林州は金朝では普通は林慮縣と呼ばれる。元の林縣。金朝がいつ林州に改めたのかは不明）「潞人を徙して林州に實てしめん」（『金史』一一八・張開伝）としているが、これは恐らく、潞州の口減らしを行って、人口が激減した林州に当てようとしたものであった。また、元好問『遺山先生文集』二九「故帥閻侯墓表」（後に詳述する）も潞州の「徙民」に言及するし、光緒『潞城縣志』一二「重修聖母廟碑」も「我が大蒙古の甫て天下を定めるに及ぶや、歳は甲午（一二三四）に在り、戸口は稍く潞邑に遷さる」という。『潞城縣志』の例などは恐らく、潞城縣から遷された戸口が金朝の帝室消滅の歳に再度戻されたことをいうものであろう。

ただ、金朝の興定年間にあっては、潞州の元帥府は戸口の「遷徙」には肯定的であっても、兵士・義軍の移動には否定的だったとみえ、同じく『金史』胥鼎伝は次のようにいう。

比者、朝廷は義軍を擇びて三等と為すを命じ、臣、即ち所司に檄す。而るに潞の帥の必蘭阿魯帶は言う、「去歳に初めて帥府を置き し時（一二一五年）より、已に本軍を按閲し、其の冗なる者を去れり。部分（各部隊の人員・任務）は既に定まり、上下は既に親しむ。故に能く向う所成功す。此れ皆、血戦の餘にして、屢ば試みて可なる者なり。且つ又、父子兄弟は自から相い赴援し、各々其の家を顧み、心は一にして力は齊しく、勢として離らしむべからず。今、必ずこれを析てば、まさに互いに易りて相い諳らざらんとす。國家の糧儲は常に繼がざるを恐る。豈に僥冒を容れんや。但だ本府の兵の至らざるは是れのみ。況んや潞州の北は即ち異境と為す。日常戦いに備え、事務は方殷たり。而るに分別すること此の如くんば、彼の中・下に居る者は皆、まさに氣は挫け心は懈りて、用うべからざらんとす。慮恐るらくは、因りて吾が虚實を測るを得ん。且つ、義軍は率ね皆農民なり。已に各々田畝に散歸し、時に趨じて力作せり。若し之を徴集すれば、動れば旬日を經、農事は廢れて歳計は失われん。乞うらくは、本府の定むる所に從いて、輕が

るしく變易することなかれ」と。臣は切かに其の言を是とす。

ここにいう「義軍」とは一人一人の義兵を指すのではない。具体的には一種の集団を指し、「義軍を擇び三等と為す」とは、義軍の規模に応じてその長に三等の武散官を用意したことをいうものと思われる（『金史』一一一・古里甲石倫伝参照）。上の文面を見る限り、「義軍を擇び三等と為す」この制度は、冗兵を去り「糧儲」の支出を抑えるために設けられたようだが、これに反対した必蘭阿魯帶は、潞州元帥府の実情を「但だ本府の兵の至らざるは是れのみ」、すなわち、義軍を分かっても兵が他州に移動しようとしないのは「糧儲」の不足に理由がある、と述べる。「糧儲」のある潞州を義兵が結託して離れようとはせず、また、潞州元帥府もそうした義軍に頼らざるを得ない状況が見て取れるだろう。「臣は切かに其の言を是とす」と述べた胥鼎という人物は、劉祁『歸潜志』一〇によれば、趙秉文に「小人」と名指しされた人のようで、そのことからすれば、上の一文も、具体的な案作りを行ったのが恐らく胥鼎で、その胥鼎が必蘭阿魯帶の反対にあって前言を撤回せざるを得なくなった、というのが実際だったと思われる。胥鼎は、金朝政府が官職を与えれば「義軍」は集まると考えたのであろうが、「義兵」たちは名誉のためではなく食料のために、家族ぐるみで集まっていたのである。そして、必蘭阿魯帶の言に「義軍は率ね皆農民なり」とあるように、潞州に集まっていた「義兵」の多くは実は農民であった。一方では他州に「遷徙」される農民もいれば、「義軍」となって元帥府に「輕がるしく變易することなかれ」と言わしめる農民もあった。同じ農民でありながら金朝側が二通りの対応をする点に、この時代の華北の農民の身の処し方が示されているのではあるまいか。

義兵たちとはそもそも、もとは傭兵・ないし徴発された「丁男」である。彼らは、胥鼎みずからが「臣の將いる所の義軍は、皆な從來、本に背き末に趨り、勇猛兇悍、盜竊亡命の徒なり。苟しくも訓練・統攝の官の以てこれを制するなくんば、則ち朋聚黨植して至らざる所なし。乞うらくは、臣に便宜べく、總領義軍使・副、及び彈壓を置き、仍お五千人ごとに訓練一員を設けるを許されよ。惟だに預め防閑を為し、畏忌すること有らしめるのみならず、且つは武藝精熟にして、人ごとに用を為さしめん」と述べたように、農民とはいいながらも、多くは「盜竊亡命の徒」であり、「朋聚黨植して至らざる所なき」暴徒であった。金朝側は、一方では各総管府・元帥府・宣撫司に「空名の宣勅（名前が空欄になった除任状）」を与え、軍功を建てた「義軍」にはただちに官職を与えて兵力を確保するよう努めていた。だが、もう一方では、「近隣の農民から五千石を集めた州官・縣官は一資考を減じ、一万石のものは一官を遷して二資考を減ず、二万石のものは一官を遷し一等を升して欠員に補充する」（『金史』一四・宣宗本紀上・貞祐三年九月の条参照）という詔勅を出し、農民

に対する苛斂誅求策を推し進めていく以外になかった。こうした状況下にあっては、「丁男」が田畑を離れて「朋聚黨植」し、「義軍」に応じて駐留政府も侮りがたい力を有するにいたるのは、ある意味で当然の帰結だろう。「義軍」は初めから元帥府の統轄から独立した、傭兵集団だったのである。

各地で集められた「義軍」は、華北における度重なる激戦による元帥府の瓦解を経て、やがて新たな軍団を形成するに至る。これが、興定四年（一二二〇）二月に封じられた所謂「九公」である。ここにいう「九公」とは、具体的には王福、移剌家奴、武仙、張甫、靖安民、郭文振、胡天作、完顔開、燕寧の九人を指す。これらの人物はみな「義軍」を率いて頭角をあらわし、各地の総管府・元帥府・宣撫司等において興定四年以前からすでに経略使や招撫使・節度使等の官職を得ている者たちであった。が、華北における激戦の末に各地の政治・軍事機能が失われる中、金朝は、職名という名目によってしか自身の版図を維持し得ない状況に立ち至った。かくして、南宋が山東の李全に職名を与えることによって版図の拡大を目論んだことを前例としつつ、中央が各地の軍事・行政を統轄することを実質的には放棄して、宣宗は興定四年二月、九人の軍閥に二字の公名と「宣力忠臣」の号、宣撫使の職と銀青榮祿大夫の位階（正二品）、ならびに、「本路の兵馬を總帥し、官吏を署置し、賦税を徴斂して賞罰號令する」（『金史』一一八・苗道潤伝参照）権限を与えたのである。このとき宣宗は近侍のものに、「将来、金朝が勢力を盛り返した時、これらのものは邪魔にならないだろうか」と聞いたというから、この処置が何を意味するかを彼も自覚していたのであろう。

念のために九人の公名と管轄地を示しておくならば、次の通りである。

滄海公・王福—滄州。　河間公・移剌家奴—河間路。　恒山公・武仙—真定。　高陽公・張甫—中都東路。　易水公・靖安民—中都西路。　晉陽公・郭文振—遼州。　平陽公・胡天作—平陽。　上黨公・完顔開—澤・潞・沁。　東莒公・燕寧—山東。

この表で明らかなように、潞州の「兵馬・官吏・賦税・賞罰號令」は興定四年二月以来、上黨公に封じられた完顔開という「義軍」の長に全権が移った。彼は、初めの姓を張といい、完顔は賜姓。もとは河北の軍閥である。恐らく、林縣方面から漳水沿いに上黨地区に入ったと思われる。

しかるにこれら九公は、武仙等の一部の例外を除いて、地方に割拠する軍閥としての意味さえあまりもつことなく、正大元年（一二二四）にはそのほとんどが消滅してしまうことになる（宣宗は一二二三年一二月に没した）。上黨地区に注目するならば、元好問『遺山先

生文集』二九「故帥閻侯墓表」に次のような注目すべき記事がある。

（閻載之は）少くして穎悟にして、讀書を知る。長ずるに及び（潞州の）州・縣に仕え、累ねて公府（上黨公府）の掾に至る。上黨公・開（すなわち張開）、馬武（『金史』一一八・張開伝によれば馬武山という山名。陵川の東、約25kmのところにある）の砦に壁し、別將の李松を遣して潞州を守らしむ。壬午（一二二二）三月、東平行臺公（嚴實）、國兵（モンゴル軍）と偕に地を略す。上黨公、懦にして軍する能わざるものを選び、夜に乘じ圍を潰して遁ぐ。載之、醉いて從うに及ばず。明日、父老は載之に州事に主たるを請う。遂に城を以て行臺に降り、宣武將軍・潞州招撫使を授けらる。この時に當り、州人は數萬、八縣は又た千百を以て計う。載之の權變を知るにあらざれば、則ち其の禍は言うに勝うべからざるもの有り。尋いで行臺（嚴實）に譖るもの有り、載之の多く部民の金を斂めて私かにこれを貯うを以為う。行臺、籍（帳簿）を按りてこれを問う。其の出入は皆な朱墨の尋ぬべきもの有り。行臺、これを直として、懷遠大將軍・元帥・左監軍・兼同知昭義軍節度使事を加う。先太師（ムカリ）の封拜を承制するに、載之は行臺の薦を用て輔國上將軍・左副元帥・昭義軍節度使を授けられ、金虎符を佩ぶ。且つ載之に命じ、粮數萬を積み、壯士數千を選びて潞州を守らしむ。馬武軍（前掲の馬武山。上黨公・張開の軍をいう）、頻りに出でて北兵を攻む。大帥（モンゴル軍）、守りて堅きこと能わざるを懼れ、乃ち命じて州人を真定に遷し、滹水の上に散處せしむ。恒山公・仙、既に（モンゴル軍に）降るも復た（金朝への）南歸を謀り、乃ち載之を劫えて馬武（張開）に送る。上黨公・開、頗か載之を知る。參佐の諸人も又たこれが為に力を出だす。乃ち釋して誅さず、これを河南に放つ。

この「故帥閻侯墓表」という文章は、元好問の東平における亡国後の友人・閻載之のための墓表である。閻載之は開封で亡国をむかえ、その後東平の嚴實に身を寄せたようであるが、「酒間に浮沈」し、結局その酒がもとで一二四一年に五七歳で没したという。上の文章はその閻載之の人生を追いながら当時の潞州について記述し、金の哀宗期の上黨を知る一級の資料となっている。

閻載之は上黨公府の掾（恐らく令史）であった。上黨公・張開は馬武山を背に砦を築き、潞州には李松という副将を派遣して公府の統括に当たらせていた（公府の内実は不明）。一二二二年（元光元年）、嚴實がモンゴル軍とともに上黨を攻めた際、張開は「腰抜け」を集めて逃げ出し、閻載之は酔っ払って逃げ遅れた。まるで白話小説の一シーンであろう。公府の掾だった閻載之は潞州城を以て降り、その結果、宣武將軍・潞州招撫使を授けられた。宣武將軍・潞州招撫使とはその実態はよくわからないが、彼が地元の掾だったこと、なら

びに「壮士数千を選びて潞州を守」ったことを考え合わせるならば、民兵を率いて潞州の責任者になったことを意味するに違いない。一介の令史にいきなり将軍と招撫使の称号が与えられたのである。また、閻載之が潞州の公金を着服しているという密告があったというから、潞州は「糧儲」を多くもつとの噂が当地にもあったのであろう。

この後、閻載之はムカリに「輔國上將軍・左副元帥・昭義軍節度使」と金牌を授けられ、更にはモンゴル側の命を受け、潞州の人々を率いて眞定に移動し、そこで武仙に捕らえられて馬武山の張開のもとに護送されたという。これら一連の事件がいつ起こったのか元好問は明記していないが、ムカリが死んだのが一二二三年三月、『金史』一一八・張開伝が「正大の間（一二二四－一二三一）、潞州は守られず。開（張開）は南京に居り、部曲は離散す。名は旧公と為すも、匹夫と異なる無し」と記述して、張開が馬武山に立てこもっていたのが正大初年までのことだと推測される点、したがって武仙の「南歸」が史天倪を殺して金朝に寝返った一二二五年の事件を指すと思われることからすれば、右の引用はすべて一二二五年までのことを述べると思われる。とすれば、『金史』一七・哀宗本記上・正大元年（一二二四）九月の条に「樞密判官・移剌蒲阿、潞・澤を復し、馬千疋を獲た」という記事があるから、元好問の文章が記述する「守りて堅きこと能わざるを懼れ、乃ち命じて州人を真定に遷し」た事件とは、恐らく一二二四年九月前後のことなのである。潞州は、一二二五年頃には戸口のほとんどいない荒廃した土地になっていたであろう。

また、『元史』一九三・任志伝には次のような記述もある。

任志、潞州の人なり。歳戊寅（一二一八年）、太師・國王木華黎、地を略して潞州に至る。志、首ず迎降す。國王は授けるに虎符を以てし、元帥に充てしめ、山寨を収輯せしむ。……木華黎、嘗て諸將を召して事を義す。志は徴に預かり、道は武安を經たり。その縣は已に反いて金と為す。志はこれに死す。國王はこれを閔みて、その子・存をして襲わしむ。庚寅の歳（一二三〇）、金將武仙、潞州を攻む。存、戦死す。辛卯（一二三一年）正月、潞州元帥・任存の妻孥・家屬に旨有り、有司をして廩給せしめ、仍お第を賜いて以てこれに居らしむ。十一月、存父子の事に死し、子の立のなお幼きを以て、先ずその姪の成を官して潞州長官と爲し、立の長ずるを待ちて還たこれに授けしむ。成、卒す。立に潞州長官を授け、金符を佩びしむ。

ここに記述される任志・およびその子孫が元来どういう家系に属するのか、これ以上の記述がないためよく分からないが、ムカリが潞州を攻めた際に投降して「虎符」を授けられたというのだから、恐らく地元の兵士を率いる長だったのであろう。閻載之が地元の「掾」

だったとすれば、任志の方は「義軍」出身者だったのである。また、閻載之が一二二四年九月前後に潞州の人々を率いて眞定に移動したのに対し、任志は潞州に留まり、潞州元帥として金の樞密判官・移剌蒲阿等と戦ったに違いない。任志の家系は、潞州における正大六年（一二二九）八月の移剌蒲阿との戦い（『金史』一七・哀宗本記上・正大六年八月の条参照）、一二三〇年の武仙との戦いにおいてもモンゴル側の兵として戦ったのであり、その結果、一二三一年一一月には「潞州長官（すなわち潞州総官）」の職名を帯びることになったと思われる。

そして、ムカリ侵入以後の上黨地区において、モンゴル側からもっとも大きな権限を与えられた漢人は、『元史』一五四が記述する鄭鼎という人だったはずである。

> 鄭鼎、澤州陽城の人なり。幼にして孤なるも、能く自立す。讀書して大義を暁り、妄りに言笑せず。既に長じて、勇力人に過ぎ、尤も騎射を善くす。初め、澤・潞・沁の千戸と為る。…中統元年、功を以て平陽・太原兩路萬戸に遷る。

この人物は孤児だったというから、子供のころにモンゴル軍に拾われ、モンゴル人の間で育った人なのかもしれない。閻載之や任志が集団としてモンゴルに投降し、地元の漢人組織の長として「虎符」や「金牌」を授けられていたのに対し、恐らくモンゴル軍内部から抜擢されて地域の統括に当たった人だったに違いない。任志が地元の民兵的自治組織だったとすれば、鄭鼎はいわばモンゴル側の進駐軍として入ってきた連隊長クラスだったのである。彼が封じられた「澤・潞・沁の千戸」がどれくらいの内実をもち、また、それがいつ頃のことであったか詳らかにしないが、後に「平陽・太原兩路萬戸」になっていることから考えるならば、潞州における任志の集団等複数の組織を束ねる「澤・潞・沁」の軍団長のようなものだったに違いない。

山西から金朝の残存勢力が消え、モンゴル側に傾斜した新たな組織が生まれ始めるのは、太宗オゲデイが山西を南下し、金の移剌蒲阿が戦力を河南に傾注した一二三一年ごろからである。上黨地区では、前掲の任志の家系が一二三一年一一月に「潞州長官」を認められ、更にその上部には「澤・潞・沁の千戸」となった鄭鼎のような人があったはずだが、これを政治組織として考えた場合、各地には任志のそれのような軍団組織が乱立し、それぞれが地域に密着して軍団組織を維持したはずだから、地域ごとの独立性の高い、便宜的かつ自己完結的な、全体としては連携性の希薄な組織となっていたに違いない。たとえば、各地方、上下官庁での役人の移動・交代、ないし「遷轉」は、地域密着型の軍団組織が地方ごとにある以上、ほとんどこれを想定し得ないし、また、各役人の出身にしても、それぞれの集団

が民兵組織から発展してきたものである以上、所謂「胥吏」のそれと同様、地縁・血縁に深く結びつて権益化した、きわめて固定的なものだったに違いない。地方のこうした政治体制は、金朝が完全に消滅して華北が各投下に分割された後も、クビライが登場して至元元年に「遷轉の法」を定める（『元史』五・世祖本紀二・至元元年一二月の条参照）前後まで、基本的には変化がなかったと思われる。

さて、以上のことから三碑の内容についてもう一度考えてみよう。

C碑にいう「金の太和中、潞城の東に里有りて李庄と曰う。豪族の王備・李格なる者、新たに學舎を治めて禮殿と為す」という記述がもし事実であるならば、李庄文廟は金の泰和年間に豪族の王備・李格という二人の人物によって創建されたことになる。泰和年間といえば章宗の時、金朝がある意味で最も充実して平穏だった頃である。その頃に建てられた李庄文廟はその後モンゴルの侵入を受け、深刻な影響を受けたが、破壊は免れて、興定五年八月の段階でも元の姿をとどめていたのである。そしてこの興定五年とは、前年の興定四年に「義軍」の長・張開が上黨公に封じられた翌年であり、潞州にモンゴルと嚴實の軍隊が現れ閻載之が城をもって降った壬午年の前年のことであった。また、A碑にあっては、その末尾に「朝請大夫賜緋魚袋潞城縣令史良臣立石」という一行もあったが、この「朝請大夫・賜緋魚袋・潞城縣令」が金朝から与えられた位階・職名であることは明らかである。つまりA碑は、潞城縣がまだ金朝の影響下にあり、最後の小康状態を保っているときに、李庄の「豪族」の名を不朽ならしめようと、金朝の役人の監督の下に書かれたことになる。

一方、三碑に記述される王備という人物に注目するならば、この人はA碑に「王備は世業農なり」と記述され、B碑には「敦武校尉」という武散官、「勇義もて仁を成し、是れに由りて鄉里は咸な推服す」という人となりが記述されていた。とすればここで当然推測されるのは、王備はもとは農民であったが、「勇義」をもって「鄉里」を組織し、「敦武校尉」という武散官を与えられる立場に立ったことである。その時期については不明であるが、A碑がいう「王備は世業農なり。…衆を率いて是の緣業を興す」は、「王備は代々農民の家柄でありながら、衆を率いてこの村を守った」の意とも取れるので、A碑の立石以前からのことではなかったかと推測される。A碑は恐らく、李庄が小康状態にあるとき、王備が自らの功績（武勲）を顕彰するために書かせたものであろう。李庄文廟を王備と李格という二人の人物が建てたように、「鄉里」を率いたのもこの二人だったのかもしれないが、A碑中にすでに「李格」の名がないのは、彼が喪乱の中で落命していたからではあるまいか。また、「敦武校尉」という武散官がもし本当に王備に与えられたとするならば、A碑ではな

くB碑がそのことを記述する以上、新しい政権下になってからと考えるべきではあるまいか。

この王備は、息子・王周（字は従政）が一五歳のときに死去し（死の歳については訳註参照）、「衆を率いる」役割は王周が継いだと思われる。B碑中にいう「公私に幹済して獨力を懼れず、共に皆な許可す」とは、恐らくその意味であろう。この間、「郷里」は「干戈・飢饉にて衆は皆な離散し、その居に安んぜず」という状態であった。「衆」は単に離散したのみならず、恐らく「遷徙」の対象にもなったはずであり、そのことは王周が「平山の主簿」になっていることからも確認できるのではあるまいか（C碑の註、ならびに後文参照）（なお、前掲の元好問の文章では「滹水の上に散處せしむ」という表現があったが、平山は滹水沿に位置する）。しかも、モンゴル側の政権が誕生した後も「四に庭せざるを征し」、郷里では「百役が毛起」したと記述されるから、混乱はなおも続いたのである。ここにいう「四征弗庭」は、具体的には一二三五年（乙未年）のクリルタイで決定された西域と南宋への遠征を指すと思われ、「百役毛起」は直接的にはこれにともなう徴発をいうであろう。このときモンゴル軍は山西を縦断して南下したが、B碑の内容からすれば兵卒の徴発はなかったのかもしれない。また、翌年はいわゆる「丙申年の分撥」の歳だったが、華北の戸口はこれにあわせて再度「遷徙」されたと推測され、李庄の戸口にも移動があった可能性はある。

そして翌々年は、華北の戸口の分配が決定されたのを受けての官吏の登用の歳、すなわち「戊戌の選試」の歳（一二三八）であった。王周がこの「戊戌の選試」に応じて合格したとは思えないが、ただ、B碑中にいう「郡邑は才譜を選擢して、以て貢に應ぜしむ」がこれと無関係とは思えない。B碑中には「上下に推薦せしめ、銓注して以て邑政に倅たらしむ。……是れに由りて陟りて本邑の宰に充てらる」という表現もあることからすれば、王周は一二三八年前後に「戊戌の選試」にあわせ、吏員として選任されたのではあるまいか。「戊戌の選試」とは恐らく、戸口の確定ならびにその管理を目的として行われたものなのである。

こうして王周は、王備の跡を継ぎ、地域の領袖として「本邑の宰」「平山の主簿」「潞城縣の宰」等を経て「潞州録事司事」へと至る。喪乱の中で「民兵」を率いた家系が「本邑の宰」となり、縣から州へとやがて官吏の経歴を歩んでいったのである。そこに厳密な「考課（年功と勤務評定）」や官制を想定する必要は恐らくあるまいが、ただ、その経歴から想像しうることを一応述べておくならば、先ず第一に、彼の最終役職たる「潞州録事司事」は、それが「録事」だとして金制で正八品。州治の治安を掌る役職だから、武備を前提にした。また、「平山の主簿」は、それが眞定・平山縣として金制で正九品。潞城縣を領有する投下が平山縣も領有していたのであろうか、そこ

に潞城縣の人々が「遷徙」されており、王周は何がしかの武力を背景にそれらの人々を「鎮撫」しにいったのではあるまいか。また、とすれば、「平山の主簿」と「潞州録事司事」の間にはさまれた「潞城縣の宰」は、「縣令（從七品）」ではなく「縣丞（正九品）」あたりを想定すべきであろう。王周の経歴とは要するに、地域の吏員としてのそれである。しかも彼の場合、それは単なる司吏の経歴ではなかった。彼の出身、時代性、地域性と深く結びついたものでもあったのである。潞州にあった任志の家系による総管府が、そもそも、「軍」を背景にした臨事政府であった。その配下あった王周たちも同様に、司吏とはいいながら、自衛集団として頭角を現した「義兵」としての体質を保ち続けることによってしか、自身の「官歴」を守り続けることができなかったのではあるまいか。

王周が歩んだ経歴は、当時の上黨地区の状況と彼の出自を考えるならば、それなりの出世だったに違いない。李庄という小さな村の農民が、「録事司」という州の警察長官に当たるポストにまで昇ったのである。これが平和な時代であれば、恐らく起こるはずのない出来事だっただろう。だが、喪乱を生き延びて「発跡変泰」を期待した家系として考えてみた場合、彼が歩んだコースは李庄から**潞城縣**をへて潞州に至るという、きわめて地域性の高い、ささやかな出世に過ぎなかった。これはもちろん彼の能力にもよることだが、**総体的には、**農民という、地域に埋没した人たちの想像力に起因することではなかっただろうか。

（二）文廟・学校について

李庄文廟は、B碑に「家塾」という表現があるように、禮部等の管轄のもとに国家が設ける「國子監」や「府學」「州學」ではない。また、いわゆる名儒・名臣がその子弟の教育のために置いた「家塾」でもなかった。李庄文廟は、「縣學」も置かれない小さな村に村人の教育を目的として設けられた、いわば寺子屋のような私的施設である。

金朝の学校の制度については、その詳細を今日の資料状況からは知ることができないが、『金史』五一・選舉志一に一応次のような記述がある。

凡そ養士の地を國子監と曰う。始め、天德三年（一一五一）に置く。後に制を定め、詞賦・經義生を百人、小學生を百人とす。宗室・及び外戚皇后の大功以上の親、諸功臣・及び三品以上の官の兄弟子孫の年十五以上の者を以て入學せしめ、十五に及ばざる者は小學に入らしむ。大定六年（一一六六）、始めて太學を置く。初め士を養うこと百六十人。後に五品以上の官の兄弟子孫百五十人、曾

て府の薦を得しもの・及び終場の人二百五十人、凡て四百人と定む。府學は亦た大定十六年（一一七六）に置く。凡そ十七處。共て千人。初め、嘗て廷試に與かりしもの・及び宗室皇家の袒免以上の親、并びに解（地方の衙門の推薦状）を得たる舉人を以てこれと為す。後に州學を增し、遂に加うるに五品以上の官・曾て隋朝に任ぜられし六品官の兄弟子孫、餘官の兄弟子孫の經府（未詳。禮部をいうのではあるまいか）に薦せられし者を以てす。同境内の舉人・試補は三の一。闕里の廟宅の子孫の年十三以上のものは數を限らず。經府の薦・及び終場にして試を免ぜらるる者は二十人を過ぎざるを得ず。凡そ試補の學生は、太學なれば則ち禮部がこれを主り、州・府なれば則ち提舉學校學官（州尹・府尹）がこれを主る。曾て府の薦を得しもの・及び終場の舉人は皆試を免ず。

この記述によれば、金朝の國子監は天德三年（一一五一）に至ってようやく設けられ（中都のそれを言うものであろう）、太學は大定六年（一一六六）、府學は大定十六年（一一七六）、州學にいたっては更にその後に制度化されたという。ただし、ここに記述される学校が、「宗室」「功臣」「高官」の子弟が進士となることを目的として置かれたものであること、いうまでもなく、それら「宗室」「功臣」「高官」の子弟のためには別に「恩蔭」の制度があったから、「國子監」「府學」「州學」が学校としてどれくらい機能したかはなはだ疑問といわざるを得ない。またそもそも、府學・州學はすべての府・州に置かれたのではなく、總管府・太尹府・節度使が置かれた府、ならびに節度使・防禦使が置かれた州のみに設けられたものと思われる（後に引用する元好問『遺山先生文集』三二「壽陽縣學記」参照）。金朝が公式においた学校は、必ずしも充実したものではなかったのである。だがそれにしても、兵備が置かれた拠点の城市には府學・州學を設けようとしたのであり、その点から見て、節度使が置かれた潞州にも当然州學は置かれていたのである。因みにいえば、潞州州學は金の章宗のころに潞州節度使となった李晏という人によって重修されたらしく、そのときの重修記が雍正『山西通志』二〇三・藝文二二に毛麾撰「潞州儒學記」としてみえる。この文章は記年がないため重修が正確にはいつ行われたのかよく判らないが、重修を主宰した「禮部尚書兼翰林學士承旨李公」が『金史』九六に伝のある李晏だと思われる点、「世宗」と「主上」という言葉が別々に用いられている点から見て、毛麾撰「潞州儒學記」が記述する「重修」は章宗の明昌・承安のころと推測される。また、「潞州儒學記」は李晏が節度使になったころの州學の荒廃ぶりを記述するから（文中に「堕毀を歎咨し、且つその制度の卑隘なるを怪しむ」という）、潞州州學は少なくとも世宗のころは全く用いられてなかったと推測される。上の『金史』が記述する「後に州學を增し」とは、あるいは章宗のころだったかもしれない。また、潞州州學の創建は宋朝に遡るのである。

一方、元好問『遺山先生文集』三二「壽陽縣學記」は金朝の学校制度について次のようにいう。

近代の皇統（一一四一～一一四八）・正隆（一一五六～一一六〇）以來、學校の制は京師に太學・國子學有り。縣官饒廩して、生徒は常に数百人を下らず。而して祭酒・博士・助教等を以てこれを教督せしむ。外は陪京、總管・太尹府、節度使鎮、防禦州に及ぶも亦た教官を置く。生徒の多寡は則ち州鎮の大小を視て限員と為す。幕属の左選に由る者は率ね提舉を以て刺史を繁銜す。州なれば則ち生を係籍して京・府に附すに各々定在（一定の制度・きまり）有り。外縣なれば則ち令長をして學の成壞を司どらしめ、公廨と相い授受す。故に往往にして增築するを以て功と為す。

この記述で先ず注目されるのは、「幕属の左選に由る者は率ね提舉を以て刺史を繁銜す」と述べ、府・州の「總管」「府尹」「節度使」「防禦使」等が府學・州學の校長を兼ねたことをいう点である。ここにいう「左選」とはいわゆる「文資官」の謂。武官を「右選」というのに対して進士出身の文官を「左選」といったのである。また、「提舉」とは「提舉學校官」の意で、この場合は府學・州學の校長を指す。つまり、總管・太尹府、節度使鎮、防禦州の「刺史（「總管」「府尹」「節度使」「防禦使」）」が進士出身の文官であった場合、「提舉學校官」と「刺史」とを兼任した、と上の文章はいう。このことはつまり、府學や州學が禮部の管轄の下に組織的に統括されていたのではなく、むしろ「刺史」の自己裁量の中にあって、一種の「治績かせぎ」になっていたことを意味するだろう。潞州州學が章宗期にいたってやっと重修された背景には、こうした事情があったのである。そうした点から見て、各地に置かれた府學・州學はやはりあまり機能していなかったと思われる。

また、元好問の記述でもうひとつ注目されるのは、この文章が『金史』選舉志の記述しない「縣學」について述べる点である。上の文章にいう「授受」が具体的には何を意味するのか今ひとつ明らかではないが、縣學の校長も「縣令」が兼任したようだから、生徒の諸費用を縣が負担し、また、縣學の生徒が吏員として採用されたことをいうものであろう。生徒の諸費用を地方の衙門が負担したのは府學・州學も同様であった。ただ、上の文章も「生を係籍して京・府に附すに各々定在有り」というように、州學については、その「生員」を「貢生」として中央に推薦する一定の制度があった。だが、縣學については「公廨（縣の衙門）と相い授受する」のみであり、その生徒が「貢生」となるには別のルートによらなければならなかったのである。『金史』選舉志に縣學の記述そのものがないのは、そのよい証左であろう。縣學は、府學・州學以上に「令長」に密着した、「家塾」的色彩の強いものだったのである。因みにいえば、光緒『潞城縣

志』巻一二「金石記」は金朝時代の潞城縣縣學関係の文章をふたつ掲載し、ひとつは大定二年（一一六二）五月の日付をもつ「重修宣聖廟記」、もうひとつは同じく大定十六年（一一七六）の「重修縣學記」である。この両者の重修が潞州州學のそれより四十年近くも早いのは、金朝における学校の整備が、中央よりもむしろ地方、「官」よりもむしろ「民」で行われたことを意味するように思われる。

上黨地区の気風についてC碑は次のように述べていた。

> 上黨は唐以來、宿兵の府と為す。藩鎭を罷めて自りこのかた、民俗は文治の日を經、更に儒學を尚ぶ。藝文を挾みて科舉・春官に射（あ）てられし者は十に八九、詞章に工にして天下の上游を占めし者も亦た嘗て三四なり。故に鄉遂・隅墅の間、率ね黌舍有りて、師生は釋菜し、亦た聖人の廟貌を具え、群庠の制度を視る。

上黨地区は、上の文にもいうように、確かに「宿兵の府」であった。だが、その「宿兵の府」は、恐らく「進取の気」といったものに溢れていたのであろう、同時に多くの進士を輩出した地であったらしく、たとえば山東などに比べても教育熱の高い地域であった。C碑の表現も必ずしも美辞のみではないと思われ、元好問の「壽陽縣學記」（前掲）は先の引用に続けて次のように述べる。

> 仕進の路の若きは則ち詞賦・明經を以て士を取る。此の選に預かれる者は、多く公卿・達官に至れり。捷徑の所在にして、人は争いてこれに走る。文治は既に洽（あま）ねければ、鄉校・家塾の弦誦の音は相い聞ゆ。上黨・高平の間、士は或いは經を帶びて鋤す。風厲を待たずしてこれを為すを樂しむ者有り。民を化して俗と成るは概（おおむ）ね此（ここ）に見（あら）わる。

「上黨・高平の間」には「鄉校・家塾」がみられ、「士は経書を携えて田を耕した」という。因みに、元好問「壽陽縣學記」は壽陽縣縣學の重修について記すものであったが、壽陽縣は太原府に位置するのであって平陽府にあるのではない。つまり、平陽府に位置する上黨地区に美辞を連ねる必要はなかったのである。また、ここにいう「鄉校」とは恐らく縣學をいい、その「鄉校」が「家塾」と並列されている点に、当時における縣學の位置が端的に示されているといえよう。縣學や「家塾」は地方の「民」にとっては「捷徑の所在」だったが、彼らが考える「仕進の路」は必ずしも科舉のみではなかった。

しかるに、この「鄉校・家塾」は金元交替期の喪乱を経て多くは荒廃し、やがて次第に再建されることになる。その再建の経緯について、前掲の元好問「壽陽縣學記」は次のように述べる。

> 大安（一二一一年のモンゴルの侵攻をいう）に失馭して自り、中夏は版蕩し、民居・官寺は燬（こぼ）たれて焦土と為れり。天造草昧、弧矢

を以て天下を威かすに方り、俎豆の事は宜しく待つ所有るべし。甲辰の春（一二四四）、予は燕雲より歸り、壽陽を道る。新學を有するを知り、往きてこれを觀る。その堂廟・齋廡を見るに、初めにいまだ嘗て毀たれずして又たこれに飾を加えたる者の若し。然る所以を問う。諸生辭を合して曰く、「吾が邑、舊に廟學有り、元祐中、知縣事の張不渝、實にこれを更新す。既にして乃ち貞祐甲戌（一二一四年）の兵に廢さる。大變の後、民に百家の聚無し。縣の從事の李通・李天民なる者、竊かに修學の議有りていまだ能くせざるを病う。曾ま臺牒の壬寅（一二四二）の冬に下り、所在に課して上丁釋菜の典を舉げさしむ。乃ち令佐・及び縣の豪傑諸人と偕にこれを經度するを得たり。蓋し三年にして後に成る有り。久しく文を吾子に謁して以て歲月を紀さんと欲するも、顧るに斗食の役の故を以て、自から達する無きが以なり」と。

壽陽縣の縣學は、「縣の從事の李通・李天民なる者」が元來再建を計画していたが、恐らく經済的な理由からであろう、それを果たせずにいた。そこに一二四二年、「臺牒」がくだり、重修の事業が始められることになったというのである。「牒」とは寺觀の建設・再建の認可を与える禮部の許可状の謂、また「臺」は高官をあらわす一種の尊敬語。つまり、地域の責任者の認可を指して「臺牒」と述べたのである。この「臺」が投下を指すか州単位の軍閥を指すかは明らかではないが（「臺」という用語からみて投下ではあるまいか）、いずれにしても、「所在に課して上丁釋菜の典を舉げさしむ」というのだから、地元で費用を工面して文廟を整備せよというのである。壽陽縣が提出した再建計画に対し、費用は出さないが認可するという返事を出したのが、「臺牒」の実際ではあるまいか。そして、費用は「令佐・及び縣の豪傑諸人」からも集められたであろうが、再建の実質は李通・李天民という二人の司吏によって担われたに違いない。なぜなら、元好問は同文の中で次のようにも述べるからである。

興學の事は、賢相、當にこれに任むべくんば、良民吏も當にこれを爲すべし。賢相任めざれば、良民吏も爲さず。曾て、斗食の吏の鞭をその後に執るを得ずと謂わんや。

元好問のこの言は、李通と李天民が述べた「顧るに斗食の役の故を以て、自から達する無きが以なり」に応えたものである。「民吏の薄給ゆえに、みずから成就するものがなかった」とする二人に対し、「学問は国家の大事業であり、民吏こそが民・後進を叱咤激励しなければならない」と説いたのである。とすれば、李通・李天民という二人の司吏は、費用については「令佐・及び縣の豪傑諸人」の助力を仰ぎながらも、再建の実質はこれをほとんど二人でまかなったと思われる。

金元交替期の縣學と司吏の関連については、次のような記述もある。

我が天朝の命を革えて區宇を混一するに及び、干戈横蕩し、萬變紛紜、一旦にして火の舉がり、凡そ屋舍を有して存する所の者、百中の一無し。獨り（潞城縣文廟の）大成殿の舊に仍るを遺すのみ。曩日の繁華は地を掃いて空し。基址は荒涼として瓦礫は堆を成すこと五十餘載、士庶は悲傷するも、奈何ともするべき無し。毎歲、官僚は邊事を以ていまだ公務の繁冗を総べず、力は給する能わずして、増修するにいまだ暇あらず。今の縣尹・呉君讓、乃ち銅鞮（潞州内の地名）儒業の家にして、来たりて是の邑に宰たり。……一日、敬して廟に謁す。その遺址を觀て、往日の勝跡を追悼し、慨然として興修の志有り、これを胸臆に藏す。蒞政の明年、同僚の簿尉・趙思忠とともに―隣境の古黎の人なり、父祖は久しく仕路に登り、器識明達、群書を博覧し、高く士輩に出でて、義に勇なる者なり―共に（潞城縣文廟の）完復を議す。簿尉、これに應じて曰く、「予も是の心有るも、いまだ敢えて先許せず。その謀は相い合せり」と。是に於いて乃ち一倡にしてこれに和す。『易』に「二人心を同じうすれば、その利は金を斷つ」と曰うは、信にこの言なり。遂に己の俸を出だし、一小會を作し、典吏・史常善等を率いて、鄉閭の諸好事の君子・及び知書の名士を萃む。その費やす所を度れば、競いて己の財を出だす。

この記述は、光緒『潞城縣志』巻一二「金石記」に掲載する李質撰「潞城縣重修宣聖廟記」。文末に「至元戊辰（五年）二月上丁の日、吏・曹德安立石」というから、一二六八年に、やはり潞城縣の司吏であった曹德安が立石したものである。いわゆる「遷轉の法」は至元元年に始まり、ここに記述される「今の縣尹・呉君讓」はそれにともなって他所から転入してきたと思われるが、一般の重修記であれば、この「縣尹」が重修を決意し、費用も負担したことを記述するのが通例である。また現に、元好問「壽陽縣學記」も「外縣なれば則ち令長をして學の成壞を司どらしめ、公廨と相い授受す。故に往往にして増築するを以て功と為す」と述べていた。しかるに、本潞城縣文廟にあっては、司吏の趙思忠なるものが己の俸給を辞退し、「小會」を興して有志から金を集め、重修を監督したのである。しかも、本碑の立石者は司吏・曹德安であって「縣尹」でない。本重修記の撰者・李質は、重修記の従来の書き方にしたがって「縣尹」に言及はしたものの、「縣尹」は認可を与えた程度で、重修の実質にはほとんど関わっていなかったに違いない。各地域が軍閥によって分断されて「遷轉の法」はなく、また科舉も長らく実施されない金元交替期のような時代にあっては、地域の利害は地域に密着した人々によってしか発想しえない。「縣尹」が縣學を重修したからといって、それが特に大きな「治績」になるという状況でもなかったであろう。縣學の

整備は、地域に密着したささやかな「發跡」を考える人によってのみ、恐らく図られたのである。

オゲデイ朝期以後の山西の状況をここでもう一度考えてみよう。

B碑には次のような記述があった。

聖朝は開創し、中原を撫定すと雖も尚お且つ四(よも)に庭せざるを征し、百役は毛起す。郡邑は才譜を選擢して以て貢に應ぜしめ、上下推薦して銓注し、以て邑政に倅たらしむ。

ここにいう「郡邑は才譜を選擢して以て貢に應ぜしめ、上下推薦して銓注し、以て邑政に倅たらしむ」が「戊戌の選試」前後の状況を言うものであろうことはすでに述べた。「才譜を選擢して以て貢に應ぜしめ」とは、府・州・縣の「生員」を「貢生」として中央に推薦して科舉に備えさせることを元来は意味するが、クビライ朝期以前にそうした状況があったとは到底考えられないから、ここは単に「戊戌の選試」によって「儒戸」等の戸籍が定められたことをいうのである。ただ、「戊戌の選試」が実施されることによって、地元ではその後も「才譜を選擢して以て貢に應ぜしめる」ことへの期待感が何がしかあったと思われ、それが、一部の地域では縣學の再建につながったのではあるまいか。李庄文廟の場合、縣學ではなく「家塾」であったから、その重修に上級官庁の認可が必要であったか否かよく判らないし、また、B碑を見る限り、李庄文廟で中統四年まで重修が行われた形跡もないように思われる。だが、B碑が程式法言という「前潞城縣令」に言及し、その前縣令の発案によって碑文が立てられたことを記述するのは、縣學の場合と同様、当該学校が「郡邑の選擢」や「邑政」の中でしかるべき役割を果たすべきであるという期待感があったからだろう。B碑やC碑に記述される王周の経歴を見ても判るように、「遷轉の法」もない当時にあっては、縣や州といった地方の衙門からより上級の衙門に転出していく可能性は皆無に等しかった。地元の推薦や「考課」の結果転出していく先も、州内の「邑政」を扱う民吏に他ならなかったのである(「戊戌の選試」の合格者たちは、多くは課税所や廉訪司といった、地方をまたぐ組織に配置されたように思われる)。縣學や「家塾」といった地域の教育機関の充実を図る人たちは、かくして司吏を中心とする地域の人々となり、そこから輩出される人々も、結局は地域に密着した司吏以外になかった。C碑に記述される王大椿・大用兄弟は、その点から見ても、父・王周の後をついで地元の司吏となっていたに違いない。当時の縣學や「家塾」は、ある種の「吏學」「吏習」の場だったのである。

李庄文廟は縣學ではなく「家塾」である。また、この文廟が「家塾」としていつ頃どの程度の意味をもったのか、それも全く明らかで

ない。しかしながら、この「家塾」の最大の栄誉は、そこから潞州録事司の胥吏が輩出されたという点にあったのである。

Ⅲ 結 語

李庄文廟のために書かれた金元三碑を読んで私が先ず想起したのは、元朝期の演劇として『元曲選』中にテキストを残す元雑劇「救孝子」劇であった。この作品の作者は王仲文といい、『録鬼簿』によれば大都の人、關漢卿や馬致遠と併せ論じられるから、恐らく至元年間に雑劇を書いた人であろう。

この作品はおよそ次のような内容である。

時は金朝時代。大興府尹（大興府は金元期の言い方で、いまの北京一帯）の王翛然は異民族皇帝（原文は郎主）の命を受けて「義細軍」を徴発しにいく。西軍庄という所に住む軍戸・楊家は早くに戸主を失い、妻・李氏、長男・楊興祖、長男の妻・春香、妾腹の次男・楊謝祖の四人で暮していた。楊家の軍役は貼戸にまかせ、自身は農業や養蚕等で暮らしを立て、長男・楊興祖は武芸を磨き、次男・楊謝祖は科挙に応じる準備をしていた。王翛然はこの村を訪れ、正軍戸が軍役を負担するよう命ずると、李氏は長男・楊興祖を行かせようとする。王翛然は長男・楊興祖が妾腹ではないかと疑うが、長男が実の子、次男が妾腹と知って、賢母李氏を記憶に留める。李氏が実子を差し出し、妾腹の子の保全を図ったからである（第一折）。長男・楊興祖が軍役に出向いた後、その妻・春香は実家に里帰りすることになる。李氏は、実家までの道を次男・楊謝祖に送らせるが、次男は途中で引き返してしまう。そこに悪人・賽盧医が現れ、春香の美貌に目を付け、彼女をむりやり連れ去る。賽盧医は、自身が連れていた妻を殺し、顔をつぶして春香の服を着せ、春香を自身の妻としてさらって行ったのである（楔子）。春香の実家では彼女を待ちわびて迎えに出てくるが、途中で女性の死体を見つけ、それを春香と勘違いして楊家を訴える。嫌疑は次男・楊謝祖に当然かかり、彼は役所に連行される（第二折）。役所では死体を十分に調べることもせずに春香のものとし、次男・楊謝祖に罪を認めるよう迫る。さらに、死体まで焼き払おうとするが、李氏はそれが春香のものではないことを主張し、検死の正確を求めて上級官庁に上告する（第三折）。上級官庁の河南府（第一折が大興府を舞台とすることと矛盾する。テキスト全体に何らかの混乱があるのであろう）では、たまたま王翛然が「勢剣金牌」を帯びて汚吏の弾劾に訪れており、この事件を裁くことにな

る。一方、軍役に出ていた長男・楊興祖は戦功を上げ、「金牌上千戸」に封じられて帰省する途中であったが、道中たまたま妻・春香に出会い、これを保護、その上賽盧医を捉える。楊興祖は恩人・王翛然を尋ねて河南府を訪れ、そこで家族と再会する。事件の真相はすべて明らかになり、賽盧医は死罪、楊家の人々は全員封賞を受けることになる（第四折）。

この作品は、「軍戸」「貼戸」「大興府」「有司家」「福蔭」等、金元期の吏牘体が用いるテクニカルタームに満ちており、この時代の現実を何がしか反映したテキストとして多方面から論及されてしかるべきものである。もっとも、たとえば大興府と河南府とが混在し、第四折では「准伏文状」を「准伏支状」に誤るなど、テキストの来歴に不明な点が多くあって（「救孝子」劇は『元曲選』本しか残されていない）、一つ一つの用語がどこまで当時のものを伝えているのか確定できない点が難点でもある。上に紹介した梗概の中にも「義細軍」なるタームがあり、また、「義細軍」を徴発することをこのテキストは「勾遷義細軍」とも述べているのだが、これら「勾遷」「義細軍」等の用語が当時の現実に即した表現なのか、それとも単なる誤りに類するものなのか、その辺のところが結局はよく判らない。歴史的な事実・制度と結びつきうる重要な部分で、他の文献の用語と一致しないのである。ただ、それにしても、元曲作家の多くは自身の生きた時代を背景に作品を書いているのであり、現にこの作品には「大興府」「有司家」「福蔭」「金牌千戸」等、この時代にしか使われないタームが多数見られるのも事実である。この作品の背後に金元期の社会・気風を読み取ることは必ずしも誤りでないと思われる。

「救孝子」劇は李氏を主人公とする旦本であり（李氏を歌唱担当者とする）、本劇に描かれるのも彼女の賢母ぶりである。たとえば彼女は、本劇の冒頭で、百姓仕事を馬鹿にする長男・楊興祖に対して次のようにいう。

【油葫蘆】息子や、畑仕事に何の心配がありましょう。人に笑われることもありません。思えば、古の聖賢が時に恵まれないとき、〔楊興祖がいう〕お母さん、どんな聖賢がいるのですか。〔正旦がうたう〕かの伊尹は莘野で鍬をとって耕しました。かの傅説は岩の下で鋤を入れました。〔楊興祖がいう〕この二人はどうなったのです。〔正旦がうたう〕一人は武丁の中興を助け、一人は成湯を手伝って太甲を追放しました。〔入れセリフ〕この二人だけではありません。〔うたう〕名もなき草や木でさえ毎年花を咲かせるのです。春さえ来れば花を咲かせぬ木がありましょうや。

また、科挙をめざす次男・楊謝祖に対しては次のようにいう。

【天下樂】この世の中では、いつまでも貧乏、いつまでも裕福なんてことはありません。〔楊謝祖がいう〕お母さん、私が思うに、

令史（この場合は胥吏の謂）になる勉強をしたほうがいいように思いますが。〔正旦がうたう〕まあ、お前ったら、令史になる勉強なんておよしなさい。科挙の勉強は頑張らなければなりません。うまくいけば高官さま。うまくいかなくたって書生暮らし。〔入れセリフ〕たとえ落第して帰ってきても、〔うたう〕寺子屋の先生をして清く暮らせばいいだけ。

更に、いよいよ長男・楊興祖が出征する際には次のようにいうのである。

【賺煞尾】長男は戦場に向かい、次男は清貧の窓辺でお勉強。お前は書籍に琴に硯の生活。お前の兄さんは剣と槍とで殺し合い。九死に一生という武人の生活はただ事ではありません。〔楊興祖がいう〕お母さんの福蔭に頼って手柄を立て、官職を得て家門を改めることができれば、これぞお母さんの庭訓の賜です。〔正旦がうたう〕私とて栄耀栄華を楽しもうなどとは思いません。どうかご無事でお帰りなさい。〔鋤をとるしぐさ〕私がこの農具を取っておいたのは何のため。〔楊謝祖がいう〕お母さん、農具を取っておいたのは何のためでしょう。〔正旦がうたう〕長男や、お前の武芸では戦に勝つことはなりますまい。（次男に）役人の書類も読めますまい。〔入れセリフ〕家に帰ってくれば、良田数頃と牛二頭があります。〔うたう〕春雨に鋤を取っての田作りを、一生の暮らしといたしましょう。

正旦の李氏は、手柄を立てて家門を改めることを夢見る長男に対しては農業の大切さを説き、科挙をあきらめて胥吏にでもなろうかという次男に対しては読書の尊さを説く。たとえ二人が失敗して帰ってきても、もとの農業を地道に続ければそれでいいのだ、と彼女はいう。彼女の婚家は元来農家であったが、二人の息子がいて、一人は「武」によって身を立てることを夢見、一人は「文」によって身を立てることを夢見ているのである。この設定は、李庄文廟の金元三碑が記述する王備の家庭と一脈通じるものがないだろうか。

私が想像するに、金元交替期を生きぬいた華北の人々は、文武両道に秀でることを必ずしも望んだわけではないだろう。彼らが望んだのは、乱世を生きぬいて「発跡変泰」を遂げ、家門を改めることであった。一家の息子の一人が武人を目指し、もう一人が官僚を目指しているように、その手段が「武」であっても「文」であっても、それは別に大きな問題ではなかった。目的は「発跡変泰」にあり、「武」「文」そのものにはなかった。むしろ、「武」「文」はあくまでもその手段の一つに他ならなかったのである。上に紹介した「救孝子」劇の李氏は確かに、農民であることに誇りをもち、息子を教え導いて農業に回帰させることを望んでいるように見える。「私とて栄耀栄華を楽しもうなどとは思いません」と述べ、出征して行く息子には無事の帰還を祈り、胥吏にでもなろうかという息子には清貧の暮

らしの尊さを説く。彼女は強い倫理観と見識をもつ賢母なのである。だが、「救孝子」劇が基調としてもつ時代精神は、楊興祖がいう「官職を得て家門を改めることができれば」にあるのであり、そのために息子は、一人は武人となり、一人は胥吏になることまで考えているのである。

王備の家系は、村の「義兵」を王備自身が率いることによって、恐らく金元交替期を生きぬく足がかりを作った。彼は、いわば「武」によって身を立てたのである。また、その息子・王周は、「家塾」に学んで胥吏になることによってその家を盛り立てた。彼は「文」によって身を立てたといえまいか。彼らは文廟を立て、学校を作って「家塾」としたが、そこで古典を学んで「身を修め家を齊しくする」ことを別段考えていたわけではない。彼らが望んでいたのは、「文」でも「武」でもいい、機会があればその機会に乗じることだったといえよう。上黨地区は「宿兵の府」であり、また一方では進士も多く輩出した地域であったが、これは、この地域が特に文武両道に長けていたことを意味するわけではない。上黨地区は、C碑がそのことを匂わせているように、要するに「進取の計」に敏感な土地柄であった。そして、ここにいう「進取の計」とは、「文」であれ「武」であれ機会に乗じて家門を改めることに他ならない。その意味では、李庄文廟が学校として機能していた時があったとしても、そこで教えられていたものは「儒學」ではなく「儒術」であったろう。また、「救孝子」劇に登場する李氏がその「儒術」を嫌い、農業に回帰すべきことを訴えるのは、この作品の作者が李庄文廟に関係した人たち以上に古典的な教養に富み、「進取の計」に懐疑的になれるほどの倫理観と観念を持ち合わせていたことを意味するに違いない。元雑劇の作者たちは、一般に考えられている以上に高い社会層に属していたのである。

ただ、ここでもう一つ考えてみなければならないのは、王備のように農民出身の人が「義兵」を率いて名誉を得たとき、文廟を立てて子孫の繁栄を願ったことである。王備のみではない、王周も、王大椿・大用兄弟もみな故郷に回帰し、文廟に金を出すことによって自身の名誉を顕彰しようとしたのである。「王備、世業は農なり。誠を啓き衆を率いて是の縁業を興す。豈に偉ならざらんや。豈に後有らざらんや。吾が黨の子にして頽毀を坐視して修葺せざる者は、此に至りて寧ぞ斯の人に愧じざらんや」と述べたのはA碑であったが、この一文に王備の家系の意識と願いは典型的に示されているといってよい。王備の家系は恐らく「進取の計」に敏感な人たちであった。その人たちが先ず口にするのが「世業」や「後」や「吾が黨の子」だったのであり、しかもそれらの言葉を孔子廟に書き付けた。彼らは、一方ではきわめて功利的に身を処しながら、また一方では、中国の伝統的な観念に深く束縛されていたのである。